

「長浜市制度（おうちで子育て応援臨時特別給付金）」及び 「国制度（子育て世帯への臨時特別給付金）」公務員フローチャート

公務員受給者

★申請必要★

各所属庁においてR2.4月分(3月分含む※1)の児童手当・特例給付※2の受給者である。

No

臨時特別給付金(長浜市及び国制度)の対象外です。

Yes

R2.3.31 (R2.2.29※1)時点で長浜市に住所がある。

No

R2.3.31(R2.2.29)時点在住の市町に申請してください。長浜市制度は対象外です。

Yes

児童手当
受給者

特例給付
受給者※2

R2.4.30時点で転出(転出
予定含む)していない。

No

臨時特別給付金
(長浜市及び国制度)
の対象外です。

Yes

《長浜市制度のみ対象》
R2.4.1時点で中学3年生以下の
児童1人当たり1万円※3

R2.4.30時点で転出(転出
予定含む)していない。

Yes

《長浜市制度及び国制度対象》

R2.4.1時点で中学3年生以下の児童1人当たり1万円※3
R2.4.1時点で高校1年生以下の児童1人当たり1万円※3

No

《国制度のみ対象》

R2.4.1時点で高校1年生以下の
児童1人当たり1万円※3

※1：国制度はR2.3月分を受給している高校1年生も対象。基準日(令和2年2月29日)時点で長浜市に住所がある方は長浜市に申請が必要です。
※2：所得制限額を超えた受給者の方（5,000円/1月あたり1児童） ※3：令和2年4月1日以降に生まれた児童は対象外です。